

宮古市条例第 21 号

地方卸売市場宮古市魚市場業務条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市場関係事業者（第 6 条—第 16 条）
- 第 3 章 市場施設の使用（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 売買取引及び決済の方法（第 21 条—第 36 条）
- 第 5 章 監督（第 37 条・第 38 条）
- 第 6 章 運営委員会（第 39 条）
- 第 7 章 雑則（第 40 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方卸売市場宮古市魚市場（以下「市場」という。）の適正かつ健全な業務運営に関する事項を定めることにより、水産物等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚介そう類 鮮魚介類、海藻類及びこれらの加工品並びにその他の水産物をいう。
- (2) 卸売業者 市場に出荷される魚介そう類について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて卸売をするため、当該市場において市長の指定を受けて卸売の業務を行う者をいう。
- (3) せり人 市場でせり売の方法により販売する業務に従事させるため、卸売業者が市長に届け出た者をいう。
- (4) 買受人 卸売業者から販売又は加工の目的をもって卸売を受けようとする者であって、市長の承認を受けて買受の業務を行う者をいう。
- (5) 相対取引 一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。

（名称及び位置）

第 3 条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
地方卸売市場宮古市魚市場	宮古市臨港通 2 番 1 号

（取扱品目）

第 4 条 市場において取り扱う品目は、魚介そう類とする。

（開設者の差別的取扱いの禁止）

第 5 条 市長は、市場の業務運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第 2 章 市場関係事業者

（卸売業者の数）

第6条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業者の指定)

第7条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の指定をすることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）若しくは卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の卸売市場法（第9条第2項及び第14条第2項において「旧法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 法人であってその業務を執行する役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。
- (5) 市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないと認めるとき。

3 卸売業者の指定の有効期間は、3年とする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、卸売業者が前条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、卸売業者の指定を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者がこの条例、この条例に基づく処分又は規則に違反したときは、卸売業者の指定を取り消し、又は期間を定めて卸売業務の停止を命ずることができる。

(せり人)

第9条 卸売業者は、せり人を使用するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 せり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 買受人の役員又は使用人である者

(販売委託の拒否の禁止)

第10条 卸売業者は、規則で定める正当な理由がない限り、出荷者からの販売の委託を拒んではならない。

(備付帳簿等)

第11条 卸売業者は、その業務を適正に行うため、規則で定める備付帳簿等を整備しなければならない。

(物品の品質管理の方法)

第12条 卸売業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等に即して卸売の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 品質管理の取扱者の設置及び責務に関する事項

(2) 卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項  
(卸売業者の差別的取扱いの禁止)

第13条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(買受人の承認)

第14条 買受人は、卸売業者から取引に係る承諾を受け、かつ、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、買受人の承認をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法若しくは旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 次条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 法人であってその業務を執行する役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(5) 卸売の相手方として必要な経験及び資力信用を有する者でないと認めるとき。

3 買受人の承認の有効期間は、3年とする。

(承認の取消し等)

第15条 市長は、買受人が前条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、買受人の承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人がこの条例、この条例に基づく処分又は規則に違反したときは、買受人の承認を取り消し、又は期間を定めて買受人の資格の停止を命ずることができる。

(保証金)

第16条 買受人は、第14条第1項の承諾を受けた日から10日以内に、卸売業者が定める業務運営等に関する規約に規定する保証金を卸売業者に納入しなければならない。

### 第3章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第17条 市長は、卸売業者及び買受人（以下「使用者」という。）が使用する市場施設（市場の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用時間等の使用条件を指定するものとする。

(用途等の変更及び転貸の禁止)

第18条 使用者は、市場施設の用途又は現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、市場施設を転貸し、又は他人に使用させてはならない。

(使用料)

第19条 市長は、卸売業者から市場施設の使用に係る使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、毎月の魚介そう類の卸売販売価格の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に、1,000分の3.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 市場施設の使用料は、市場施設を使用した月の翌月の20日までに納付しなければならない。

4 市場施設において使用する電気、ガス、水道その他あらかじめ取り決めた費用については、当該使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第20条 市長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

#### 第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第21条 市場における売買取引は、公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の単位)

第22条 売買取引の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難なものについては、個数又は尾数によることができる。

(委託品の下見)

第23条 出荷者から販売の委託を受けた魚介そう類（以下「委託品」という。）の売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後に開始するものとする。

2 見本又は銘柄による売買取引の場合は、その取引開始前に委託品の品種、漁場(産地)、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示しなければならない。

(指値のある委託品)

第24条 卸売業者は、委託品に指値（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示をしなかったときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

(委託品の即日販売)

第25条 委託品は、特別の理由がある場合を除き、即日販売としなければならない。

(売買取引の方法)

第26条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 出荷者がせり売り又は入札の方法によることを求めた品目 せり売り又は入札の方法

(2) 出荷者が品目の一定の割合に相当する部分について、せり売り又は入札の方法によることを求めた品目 毎日の卸売予定数量のうち卸売業者が品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売り又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法又は相対取引

- (3) 前2号に掲げる品目以外の品目 せり売り若しくは入札の方法又は相対取引
- 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる品目（第2号に掲げる品目にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長がせり売り又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。
- (1) 災害が発生した場合
  - (2) 入荷が遅延した場合
  - (3) 卸売の相手方が少数である場合
  - (4) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
  - (5) 卸売業者及び買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した品目の卸売をする場合
  - (6) 緊急に出航する船舶に品目を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻前に卸売をする場合
  - (7) 第30条第1項ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる品目については、入荷量が一時的に著しく減少した場合又は需要が一時的に著しく増加した場合であつて、市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売り又は入札の方法によらなければならない。
- （秘密取引の禁止）

第27条 卸売の売買取引は、秘密の方法で行ってはならない。

（卸売物品の引取り）

第28条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、買受人が正当な理由がなく物品の引取りを怠つたと認めるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が第1項の買受人に対する販売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

（代金決済の方法）

第29条 卸売業者は、委託品を販売したときは、買受仕切書を作成するとともに、当該仕切書を添え、現金、送金その他の方法で、その販売をした日から起算して7日（市場の休業日を除く。）以内にその代金（消費税及び地方消費税の額を含む。）を販売の委託した者に支払わなければならない。ただし、代金決済について、特約がある場合は、この限りでない。

- 2 買受人は、卸売を受けた日から起算して13日以内に、現金、送金その他の方法で、その代金（消費税及び地方消費税の額を含む。）を卸売業者に支払わなければならない。ただし、代金決済について、特約がある場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する支払期限の末日が市場の休業日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつたときは、その日後においてその日に最も近い休業日又は休日でない日を支払期限の末日とする。

（卸売の相手方の制限）

第30条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、買受人の買受を不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いことにより、又は品種若しくは品質が特殊であるため残品が生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後において残品が生じた場合

(3) 入荷量を調整するため他の卸売業者等に対して卸売をする場合

(4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 卸売の対象となる品種、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の審議を経て、卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認められること。

(5) 卸売業者が、漁業者等（漁業者又は漁業者を構成員とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で、漁業の振興を図ることを目的とする者を含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下この号において同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が前号ア及びイに掲げる要件を満たしているとき。

2 卸売業者は、前項第4号又は第5号の措置をとった場合は、当該措置に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項ただし書の場合において、取引の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、販売の制限、取引方法その他の事項を指示することができる。

（卸売業者についての卸売の相手としての買受けの禁止）

第31条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において、卸売の相手方として買受人になることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 委託品の適正な取引及び価格の形成を阻害しない場合

(2) 買受人に著しく不利益を及ぼさない場合

2 前条第3項の規定は、前項ただし書の場合において準用する。

（売買取引条件の公表）

第32条 卸売業者は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 魚介そう類の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の魚介そう類の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種

類、内容及びその額

(5) 魚介そう類の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額並びに当該奨励金等の交付基準

(卸売予定数量等の公表)

第33条 市長及び卸売業者は、毎日の売買取引が開始される前に、その日の主要な委託品の卸売予定数量その他必要な事項を公表しなければならない。

2 市長及び卸売業者は、卸売の数量及び価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）を主要品目の高値及び安値に区分して、卸売が終了した後、速やかに公表しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（前条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、インターネットの利用又は市場の見やすい場所への掲示その他適切な方法により行わなければならない。

(販売手数料)

第34条 出荷者は、卸売業者に販売手数料を支払わなければならない。

2 卸売業者が徴収する販売手数料は、売上金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の1,000分の50以内の額とし、販売の都度、徴収する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する率の範囲内で販売手数料の額の変更を命ずることができる。

(販売手数料以外の報酬收受の禁止)

第35条 卸売業者は、出荷者から前条の販売手数料以外の報酬を受けてはならない。

(卸売業者による報告等)

第36条 卸売業者は、市場の毎月の取扱高を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、事業年度ごとに、規則に定める事業報告書を作成し、当該事業年度終了後90日以内に市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、前項の事業報告書を提出したときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかななければならない。

4 卸売業者は、前項の貸借対照表及び損益計算書について、閲覧の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(1) 卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第5章 監督

(報告及び検査)

第37条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその業務若しくは会計に関し検査することができる。

(改善措置命令)

第38条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は買受人に対し、業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

#### 第6章 運営委員会

(運営委員会)

第39条 市場の公正かつ円滑な管理運営を図るため、地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員12人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 水産関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 雑則

(秩序の保持)

第40条 使用者及び市場へ入場する者（以下「使用者等」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、使用者等に対して、入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(施設の清潔保持)

第41条 使用者等は、常に市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場施設の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者等に対して、入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(損害賠償等)

第42条 市場施設を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は市にその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。



(地方卸売市場宮古市魚市場条例の廃止)

- 2 地方卸売市場宮古市魚市場条例（平成17年宮古市条例第141号）は、廃止する。  
(地方卸売市場宮古市魚市場条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の地方卸売市場宮古市魚市場条例（以下「廃止前の条例」という。）第3条の指定を受けている卸売業者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において第7条第1項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた卸売業者の指定の有効期間は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第4条の承認を受けている買受人は、施行日において第14条第1項の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認を受けたものとみなされた買受人の承認の有効期間は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第5条の規定による指定を受けている卸売業者及び買受人は、施行日において第17条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に廃止前の条例第11条第1項に規定する地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の委員に任命されている者は、施行日において第39条第2項の規定により地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされた委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 7 廃止前の条例第7条第1項の使用料で、施行日前に徴収していないものについては、第19条第1項の使用料とみなして、同項から同条第3項までの規定の例により徴収する。
- 8 附則第3項の規定により、第7条第1項の指定を受けたものとみなされる卸売業者は、施行日前において、第9条第1項の届出をすることができる。